

シルバー派遣とは…

シルバー派遣の特長

- 1 人員の確保が難しい**早朝・夕方・土日・短時間**等の仕事に人員を派遣することができます。(1日でもOK)
- 2 **組み合わせ就業**(※)を行うことにより、単純な作業を繰り返し実施するなど人員の確保が難しい仕事に人員を派遣することができます。
また、就業予定者に急用ができた場合でも、代替りの人員を派遣することができます。
※現役世代の労働者が1人で行う仕事を、複数人がローテーションして就業すること。
- 3 60歳以上の高齢者の派遣については、**派遣期間の制限**がありません。
- 4 職業・社会経験の長い高齢者を派遣するため、着実に仕事を行うことができます。
高齢者と共働し、**社会貢献**していることをアピールすることができ、企業のイメージアップにつながります。
- 5 高齢者の就業支援に実績があるシルバー人材センターが派遣を行うため、**安心して利用**できます。

※注1 会員が派遣労働者として「混在就業」「指揮命令」のもとに就業します。

※注1…派遣先の従業員と一緒に仕事をする事 ※注2…派遣先の責任者が会員に直接指示をして仕事をする事
業務委託(請負・委任)契約では「混在就業」「指揮命令」ができません。労働関係法令で禁止されています。

シルバー派遣の仕組み



シルバー派遣の働き方

- 1 **臨時的かつ短期的な業務**
連続的又は断続的な概ね月10日程度の就業
- 2 **その他の軽易な業務**
一週間当たり概ね20時間を超えない業務
- 3 上記の範囲を超える場合、複数の会員によるローテーション就業を行うこととなります。

※①及び②のことから雇用保険及び健康保険、厚生年金保険には加入しませんが、労災保険には加入します。

派遣料金

派遣料金の内訳は以下のとおりです。



※派遣会員の賃金部分は最低料金を守る必要があります。

